

指定管理者候補の選定結果について

新門司スポーツ施設（新門司運動場、新門司球技場、新門司庭球場）

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成25年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：新門司スポーツ施設（新門司運動場、新門司球技場、新門司庭球場）
所在地・施設内容：別添資料のとおり

(2) 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ
所在地：北九州市門司区新門司北二丁目6番2号
主な業務内容：北九州市におけるサッカー競技の普及・育成
少年サッカー大会やテニス大会・教室などの多種目のスポーツ事業の開催・運営

2 指定の経緯

平成25年 8月30日	募集要項の配布開始
25年10月18日	募集締め切り
25年10月28日	指定管理者検討会の開催
25年11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

ア 法人、その他の団体（個人による応募は不可）で、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

イ スポーツ施設の管理運営又はスポーツ振興に関するノウハウや能力を有するもの

ウ 募集説明会に参加した法人・団体

(2) 応募状況

説明会参加：11団体

応募件数：1団体（特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

[スポーツクラブ経営・育成]

内田 満（特定非営利活動法人スポーツウェイブ理事長）

[利用者代表]

上村 英樹（特定非営利活動法人北九州スポーツクラブACE理事長）

[学識経験者]

南 博（北九州市立大学都市政策研究所准教授）

[企業経営有識者]

河邊 政恵（株式会社リバー不動産代表取締役社長）

[財務専門家]

寺崎政勝（寺崎政勝税理士事務所所長）

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）目及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、

<p>施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。</p> <p>④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p>
<p>(2) 利用者の満足度</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p>
<p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理業務に係る経費</p> <p>① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。</p> <p>② 経費を低減するための実施可能な提案があるか(市の仕様書の変更による効率化を含む)。</p> <p>③ 施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。</p> <p>④ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。</p> <p>(4) 収入の増加に向けた創意工夫</p> <p>① 収入を増加するための実施可能な提案があるか。</p>
<p>【適正性】</p> <p>(5) 管理運営体制など</p> <p>① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。</p> <p>② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。</p> <p>③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。</p> <p>④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。</p> <p>⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。</p> <p>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</p> <p>① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。</p> <p>③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。</p> <p>④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。</p>

6 審査結果

(1) 得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配 点	構成員					平均
			A	B	C	D	E	
特定非営利 活動法人北 九州スポー ツクラブ	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務） に対する理念、基本方針	5	4	3	5	4	4	4.0
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	3	4	3	3	3.2
	(3) 実績や経験など	5	4	3	4	4	5	4.0
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成に 向けた取組み	20	12	12	16	16	12	13.6
	(2) 利用者の満足度	10	6	6	6	6	8	6.4
	【効率性】							
	(3) 指定管理業務に係る経費	20	12	12	16	12	12	12.8
	(4) 収入増加に向けた創意工 夫	15	9	9	9	12	12	10.2
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	6	6	8	8	8	7.2
	(6) 平等利用、安全対策、危機 管理体制など	10	6	6	8	6	10	7.2
合 計	100	62	60	76	71	74	68.6	
市内団体の応募に対する優遇措 置による加点（3点）							71.6	

※「平均」欄は各構成員の平均得点を小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

- ・潮風が厳しくあたる場所で、他クラブから絶賛されるような芝の維持管理が行われている点は、評価出来る。
- ・NPO法人なので、良い意味でファミリー感覚であり、経費の削減でもボランティアの活躍があると思うので評価したい。
- ・地域的な不便さをどうカバーするのかや、地域コミュニティの場としてどのように活用にするのかなどの提案があれば更によかった。
- ・地域連携に関して踏み込み不足はあるが、過去の安定した実績を踏まえて提案が行われており、一定の評価ができる。
- ・全体の意気込みは感じられた。過去の実績もそれなりにあり、管理者として失格と判断するまでは思わない。
- ・市民の平等利用という観点でみると、地理的な制限はあるが、せっかく良い芝があるので、一般市民が利用しやすくなるような取り組みを期待したい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、特定非営利活動法人北九州フットボールクラブを指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙『提案概要』のとおり。

(2) 市における主な選定理由

- ・球技場における芝の維持管理が適切に行われており、過去の実績からも、安定したサービスの提供が見込まれる。
- ・少年・少女のサッカー・テニス大会を企画するなど、利用者増に向けた更なる取り組みもみられる。
- ・平成16年度より指定管理者として新門司スポーツ施設の管理・運営を適切に行っており、施設の設置目的及びスポーツ振興にかかる施策についてよく理解している。

8 提案額

31,723千円（平成26年度）

31,700千円（平成27年度～30年度までの各年度）